・IEC60825-1の体系

・適用範囲及び目的（1）

・クラス分けの原則（4）

4.1 一般事項
4.2 クラス分けに対する責任
4.3 クラス分けの規則
4.4 従来形のランプとして機能するように設計されたレーザ製品

・放射レベルの決定とクラス分け（5）

5.1 試験
5.2 レーザ放射の測定
5.3 レーザ製品のクラスの決定 5.4 測定光学系

・ラベル（7）

7.1 一般事項
7.2 クラス 1 及びクラス 1M
7.3 クラス 1C
7.4 クラス 2 及びクラス 2M
7.5 クラス 3R
7.6 クラス 3B
7.7 クラス 4
7.8 開口ラベル
7.9 放射出力及び規格情報
7.10 アクセスパネルに対するラベル
7.11 不可視レーザ放射に対する警告
7.12 可視レーザ放射に対する警告
7.13 皮膚及び前眼部への潜在的危険性に対する警告

・技術的仕様（6）

6.1 一般注意事項及び改造
6.2 保護きょう体
6.3 アクセスパネル及びセーフティインタロック
6.4 リモートインタロックコネクタ
6.5 マニュアルリセット（手動再設定）
6.6 鍵による制御
6.7 レーザ放射の放出警告
6.8 ビーム終端器又は減衰器
6.9 制御部
6.10 観察用光学装置
6.11 走査に対する安全防御
6.12 クラス 1C 製品のための安全防御
6.13 歩行 立入り
6.14 環境条件
6.15 その他の危険性に対する保護
6.16 出力制限回路

・その他の必要な情報（8）

8.1 使用者に対する情報
8.2 購入及びサービスのための情報

・特定のレーザ製品に対する付加的な要求事項（9）

9.1 IEC 60825 規格群のその他の部及び関連 JIS
9.2 医用レーザ製品
9.3 レーザ加工機
9.4 電気玩具
9.5 消費者用電子製品

・引用規格（2）

・用語及び定義(3)

・付属書

A（参考）最大許容露光量
B（参考）計算例
C（参考）クラス及び付随する潜在的危険性に関する説明
D（参考）生物物理学的検討
E（参考）放射輝度で表した MPE 及び AEL
F（参考）要約表
G（参考）IEC 60825 規格群の各部の概要
JA（参考）使用者への指針